

各務原市重度障がい者ごみ出し支援事業実施要綱

(令和4年9月16日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系ごみ」という。)を自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な障がい者世帯に対して、家庭系ごみの訪問収集を行うことにより、日常生活の負担を軽減し、もって障がい者世帯の生活の向上を図ることを目的に、各務原市重度障がい者ごみ出し支援事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容等)

第2条 事業の内容は、家庭系ごみをごみ集積所に排出することが困難な障がい者世帯に対し、ごみ集積所への排出を支援するものとする。

2 事業の実施回数は、1世帯につき1週間当たり原則1回とする。

3 事業によりごみ集積所に排出する家庭系ごみは、燃やすごみ、不燃ごみ(粗大ごみを除く。)及び資源ごみ(緑ごみ、紙類及び古着を除く。)とする。

(対象世帯)

第3条 事業の対象となる世帯は、市内に住所を有し、在宅で生活する次の各号のいずれかに該当する世帯のうち、家庭系ごみを世帯員自らごみ集積所まで持ち出すことが困難で、かつ、親族又は近隣住民等の協力を得ることができない世帯とする。ただし、各務原市高齢者等在宅支援事業実施要綱(平成27年3月31日決裁)第3条第1項第3号に規定するごみ出し支援事業の対象となる世帯は、事業の対象としない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第2項に規定する居宅介護について、法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給決定(支援の内容が居宅家事援助であるものに限る。)を受けている者のうち、法第4条第4項に規定する障害支援区分が5又は6であるもののみの世帯

(2) 法第5条第4項に規定する同行援護について、法第19条第1項の規定により介護給付費等の支給決定を受けている者のみの世帯

(3) 市長が前2号に準ずると認めた世帯

(事業の委託)

第4条 市は、適切な事業運営が確保できると市長が認める者に、事業を委託して行

うものとする。

(申請書の提出)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに必要な審査を行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、世帯の状況、ごみの排出場所等の調査を行い、収集の曜日、訪問収集の方法等について申請者から聴取するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査の結果、承認の可否を決定したときは、別に定める通知書により申請者に通知するものとする。

(承認の停止等)

第7条 市長は、前条第3項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を停止し、又はその承認を取り消すことができる。

(1) 入院又は施設に入所したとき。

(2) 市外へ転出したとき。

(3) 不正な行為により承認を受けたとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 家族構成、障がい状況の変化等により、第3条に規定する対象世帯に該当しなくなったと市長が認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、事業を利用しようとするときは、各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年条例第11号)その他関係法令の規定で定められた家庭系ごみの排出方法を遵守し、家庭系ごみを適切に分別したうえで排出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。